

豊中市航空機騒音対策住宅等移転資金

利子補給事務取扱要領

この要領は、豊中市航空機騒音対策住宅等移転資金利子補給要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この制度の適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（建物の定義）

第1 要綱第1条に規定する住宅等の建物は、住宅、共同住宅、店舗、倉庫、工場等の建物をいう。但し、屋外広告塔は除く。

（利子補給受給の優先順位）

第2 大阪府航空機騒音対策住宅等移転資金利子補給要綱に基づく利子補給を受ける資格がある場合は、当該制度による利子補給を受けなければならない。

（受給回数）

第3 本要綱に基づく利子補給金の受給回数は、同一人1回限りとする。

（融資機関）

第4 要綱第3条に規定するその他市長が認める融資機関とは、何人もその申込みによって融資が受けられる機関をいう。

（融資残高）

第5 要綱第4条に規定する融資残高は、当該年の毎月末残高の総和を該当する月数で除して得た単純平均月額とする。但し1円未満は切り捨てる。

（利子補給金）

第6 要綱第4条の規定により算出した利子補給金の1,000円未満は切り捨てる。

（申込書に添付すべき書類）

第7 要綱第6条第2項第2号及び第3号には、次の書類を含むものとする。

(1) 土地売買契約書

(2) 返済金明細書

2 補給金の適正な執行を期するため、市長は必要に応じて誓約書等の提出を求めることができる。

（補給金の交付時期）

第8 要綱第8条に基づく利子補給金の交付時期は、毎年1月から3月末までの間とする。

（対象融資契約数）

第9 申込者の利子補給対象契約数は、2契約（但し、大阪府に申込みした融資契約の借入額が1,000万円以下の場合、3契約）以内とする。